

川崎市私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付要綱

(総則)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第10条の規定により川崎市が実施する保育緊急確保事業に伴い、長時間預かり保育を行う私立幼稚園の設置者に対し、運営費に要する費用の一部を補助することを目的とし、その補助金の交付について、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 私立幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第4条第1項第3号に規定する私立の幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）をいう。
- (2) 長時間預かり保育 私立幼稚園における預かり保育時間が、土曜日、幼稚園の長期休業日においても、通常の教育時間を含め、11時間以上開園することをいう。
- (3) 長期休業日 私立幼稚園が個別に定める学年始、夏季、冬季、及び学年末の長期休業日で、次に掲げる日以外の日をいう。

ア 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から1月3日までの日のうち、前記アに掲げる日を除く日

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象事業となるためには、川崎市私立幼稚園長時間預かり保育事業実施届出書（第1号様式）と当該申請書に掲げる書類を添付して、別に指定する日までに市長に提出しなければならない。

(補助対象者)

第4条 補助金の対象となる者は、幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第33号）に基づき、神奈川県知事の認可を受け、次に掲げる実施要件を満たした、川崎市内の私立幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む）の設置者とする。

- (1) 事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園へ移行すること。
- (2) 職員配置は、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）の規定に準じ、本事業の対象となる乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う者（3歳未満児の処遇を行う者は保育士とし、3歳以上児の処遇を行うものは幼稚園教諭又は保育士とする。）を2人以上配置すること。

- (3) 施設整備は、事業開始後5年以内に、幼保連携型認定こども園又は幼稚園型認定こども園として必要な基準を満たすこと。
- (4) 土曜日、幼稚園の長期休業期間においても、原則として対象となる乳幼児の長時間預かり保育を実施すること。
- (5) 補助対象園児に対し、月ぎめで保育料を徴収し、その上限は月額9,000円とすること。

(補助対象園児)

第5条 補助金の対象となる園児は、川崎市が定める保育の必要性及び利用調整の基準に基づき、保育の必要性の認定を受けることのできる園児であって、私立幼稚園に正式に入園している者とする。

(補助対象経費)

第6条 本事業にかかる補助金の額は、予算の範囲内において、次の年齢区分に応じた補助単価に各月初日において私立幼稚園に在籍する対象園児の数を乗じて得た額の合計額とする。なお、年齢区分とは、当該年度の初日の前日における満年齢で決定し、当該年度内は同一区分とする。

補助対象児	園児1人当たりの補助基準額(月額)
4・5歳児	9,000円
3歳児	11,000円
2歳児	57,000円

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金申請の年度内に3歳に達する園児が、私立学校経常費補助金要綱(昭和47年4月1日神奈川県制定)に基づく補助の対象となったときまたは子ども・子育て支援法第27条に基づく施設型給付費の支給対象となったときは、当該園児1人当たりの月額は46,000円とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、月の途中に入園(または市内転入。以下同じ。)し、又は退園(または市外転出。以下同じ。)した園児に係る補助金の額は、月の途中に入園した園児にあつては、当該園児が入園した日から当該日の属する月の末日までの開園日数(開園日数が25日を超える場合は、25日とする。以下この項において同じ)に、退園した園児にあつては当該園児が退園した日の属する月の初日から当該日の前日までの開園日数に、基準補助金額を乗じて得た額を25で除して得た額とする。この場合において、当該額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする私立幼稚園の設置者は、川崎市私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付申請書(第2号様式)に必要な書類を添付して、別に指定する

日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めた場合は、その旨を川崎市私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金交付（不交付）決定通知書（第3号様式）により、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の交付決定を受けた私立幼稚園の設置者（以下、「補助事業者」という。）は、別に指定する日までに、川崎市私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、当該請求の内容を審査し、補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、長時間預かり保育事業が終了したとき、または補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該年度における長時間預かり保育事業の実施状況について、別に指定する日までに、私立幼稚園長時間預かり保育事業補助金実績報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認める場合は、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条に定める補助金の対象者の要件に欠けるとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき
- (3) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- (5) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

(補助金の返還)

第13条 市長は、第4条第1号及び同条第3号を満たさなかった場合、また前条の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その補助金の返還を命じることができる。

(調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況について調査し、又は資料の提出を命じることができる。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は市民・子ども局子ども本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。